

議案第 9 1 号

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 2 6 年川崎市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設の設置者等による受給資格等の確認について、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合には支給認定に係る事項を記載した通知により行うこととすること等のため、この条例を制定するものである。